

平成26年4月14日

環境大臣 石原伸晃様

要望書

中間貯蔵施設の早急な整備に関する要望について



（桑折町大和団地内の除去土壤等仮置場：平成25年1月）

桑折町放射能対策推進町民会議会長

福島県桑折町長 高橋宣博

中間貯蔵施設の早急な整備に関する要望について

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故から3年が経過した今でも、我々町民は、放射能による健康への不安や風評被害に苦しめられながらも懸命に復旧・復興に努力を続けております。

町は放射性物質汚染対処特別措置法により「汚染状況重点調査区域」に指定され、平成24年5月末に「こおり復興除染実施計画」を策定し町内全域の除染作業に取組んできました。

現在、町民の皆様のご理解とご協力により40カ所の仮置場を確保し、住宅除染は完了も含め町内ほぼ全域において除染作業中で、今年上半期には、住宅除染を終了する見込みになりました。

つきましては、除染活動の前段となる仮置場の設置に関しては、地域住民との交渉において、不可欠な中間貯蔵施設の早急な整備について、要望しますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 中間貯蔵施設は早急に整備して平成27年1月に供用開始を行うこと
2. 除染作業により生じた除去土壤等の中間貯蔵施設への搬入時期を含め具体的な工程表を早期に示すこと
3. 除染作業により生じた除去土壤等は全量中間貯蔵施設に搬入すること
4. 早期に設置した仮置場の除去土壤等から中間貯蔵施設に運搬すること
5. 除染作業により生じた除去土壤等の中間貯蔵施設への搬及び仮置場の撤去に伴う作業は、全て国において直接行うこと